

第 10 回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 10 月 25 日 (水) 13 時 30 分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館 3 階 会議室 2
3. 出席委員 13 人

会長 1 番 内海 武博
会長職務代理者 2 番 作田 博 3 番 折元 文則
4 番 日南田貴美 5 番 宮丸 和也 6 番 安井 弘之
7 番 鈴木 義昭 9 番 島津 健治 10 番 上野 悟
11 番 桜井 陽子 12 番 得納 逸二 13 番 立石 浩一
14 番 兼国 幸秀

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 8 番 石井 裕士
5. 議事録署名委員の指名 9 番 島津 健治 10 番 上野 悟
6. 議事日程

第 1 付議事項

議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (4 件 7 筆)
議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (1 件 1 筆)
議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (4 件 5 筆)
議案第 46 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利
用集積計画について (利用権設定)

第 2 報告事項

- (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- (2) 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について
- (3) 非農地証明申請について
- (4) 農地法第 5 条の規定による許可申請の取り消しについて
- (5) 農地法第 5 条の規定による意見聴取について (回答)
- (6) 農業相談について

第 3 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子
8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠
9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1 番 内海 武博) (開会 13 時 27 分)

事務局 はい、少し早いですが、総会の方を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 はい、それでは第 10 回農業委員会総会を開会します。現在の在任委員は 14 人で、本日の出席委員は 13 人、欠席の報告が、8 番石井委員さんよりありま

した。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立します。本日の総会議事録署名者は、9 番 島津 健治委員さん、10 番 上野 悟委員さんをお願いいたします。

(報告事項)

議長 それでは、付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告事項(1)「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」2件4筆報告。

(付議事項)

議長 次に付議事項に入りますが、推進委員は 1 名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。また、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただく事としますので、よろしくお願いします。

(議案第 43 号)

議長 それでは、議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」4件 7 筆を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集 1 ページをご覧ください。議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
■■■■■	■■■■■	(渡) 遠隔地に居住していることから耕作管理が困難のため。 (受) 居住地から近く、耕作に便利のため。	勝見 黒木啓 藤高	畑 1 筆	137 m ²
■■■■■ (地上権設定)	■■■■■	令和 2 年 11 月 19 日付指令世農第 220 号で許可された 3 条申請の期間更新。 引き続き、営農型太陽光発電設備事業を実施するため、地上権設定を行う。	中村 田丸 小迫	田 1 筆	1,987 m ²

(地上権設定)		令和2年11月19日付指令世農第222号で許可された3条申請の期間更新。 引き続き、営農型太陽光発電設備事業を実施するため、地上権設定を行う。	中村 田丸 小迫	田2筆	2,627 m ²
		(渡) 相続により農地を所有したが、遠方に居住しているため (受) 法人の構成員であり、所有権を得て安定した経営を行うため。 (・利用権継続)	田丸 小迫 中村	田3筆	2,281 m ²

事務局からは以上です。

事務局

(議案集により1件目について朗読説明。)

議長

はい、1件目について勝見委員さんより報告をお願いします。

勝見委員

はい、先週22日に、黒木委員と藤高委員と3人で現地を確認いたしました。現地はですね、家庭菜園として従来から、、作られておりまして、現在も家庭菜園として使用されております。別に問題はありません。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長

次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長

それでは事務局の説明を求めます。

事務局

(議案集により2件目・3件目について朗読説明。)

事務局

こちらの利用権設定の関係につきましては、総会資料と一緒に送らせていただきました、資料1の方でご確認していただけたらと思いますが、営農型発電設備を設置する場合で、設置者と営農者が異なる場合につきましては、農地法第5条第1項の許可と合わせて、地上権を設定するために農地法第3条第1項の許可が必要になっております。こちらにつきましては、後ほど出てまいります、第5条の規定による許可申請の関係で、許可妥当ということになりましたら、県の農業会議の方へ意見聴取等させていただいて、同じ日付で3条許可について許可を行うというふうになります。詳細につきましては資料1の

方をご覧ください。

議長 はい、2 件目・3 件目について中村委員さんより報告をお願いします。

中村委員 はい、報告します。10 月 16 日朝 9 時ごろ集合しまして 3 人それに折元さんにも同行してもらい、現地確認を行いましたところ、太陽光の下に榊を植えてあるんですが、9 割が枯れており、これは、営農型になっていないということになりまして、後日、■■■■のところへ行って、今後どうされるのか聞いたところ、今、苗木を注文されているということでした。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、6 番委員さん。

6 番 6 番安井です。今までも榊を販売されたことはあるんですかね。

中村委員 いや、まだ。苗木を植えて、まだ小さい苗木だったんで、枯れたりなんかして、多分 4・5 年は、販売するということになると 4・5 年はかかると思うんですが、まだ販売実績はありません。

6 番 そうですか。

議長 よろしいですか。

6 番 はい。

議長 ほかに、ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 4 件目について朗読説明。)

議長 はい、4 件目について田丸委員さんより報告をお願いします。

田丸委員 田丸です。失礼します。10 月の 16 日に中村委員、小迫委員 2 名と私を含めて 3 名で確認しましたところ、適切と認められます。以上報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、はい。

6 番 質問していいですか。

議長 はい 6 番委員さんどうぞ。

6 番 さっきの太陽光の事なんですが、一種農地ですよね、前許可した時は、植え

るということで。実際販売してなくても植えてあればいいということですか。

議長

はい、事務局。

事務局

はい、営農型太陽光ということで、下の農地につきましては営農していただく事になります。実態につきましては、今回、榊という、植えられる作物によって変わってくるんですが、榊につきましては、先程、中村委員さんからも説明がありました通り、榊は植えてから収穫するまで5年から6年かかる様になります。通常である、野菜とか水稻であると、単年で出来るものに関しましては、反収の基本営農型の場合は、近隣の反収平均の8割以上は単価で収入を取る必要がありますが、今回の榊につきましては、先程申しました通り、どうしても、年数がかかってまいりますので、そういった反収の目標は、どうしても、翌年度につきましてはゼロということになります。今後の状況につきましては、私も■■■■の方と話をさせていただいて、保護管理状況につきましては、そうした専門的な所へ指導いただいたり、そういったところをしていただきながらという話と、今回、許可妥当となりましても、次回、3年後に許可する時になりましても同じ様な状況になりましたら、許可することは出来ないというようなことは、お話をさせていただいている状態でございます。植えてあって、管理がされてあると、そうですね、要件を満たしているということで、許可相当になるかと思えます。

議長

はい、ほかに。はいどうぞ6番委員さん。

6番

長い年月をかけて生育する作物だったら、何ですか。収穫しなくても更新できるということですよ。

議長

はい、事務局。

事務局

はい、そうですね。基本的には実際、作物を生産する上では、販売実績というのが必要になってくるかとは思いますが、実際まだ、生産が出来て、販売まで行っていませんので、基本的にはそこで作業をされれば、販売すると言うのは、どうしても必須の要件ではございませんので、作物を作付けされて管理されていけば、例えば、自家用消費だとしても、それは営農型太陽光の下で作物を作っているということになりますので、問題ないと思います。

6番

今言われた様な、さっき推進委員さんが言われた様な、9割ぐらい枯れとると、新しく苗を植えるということですよ。次の更新の時にはまだ結果は出ないような、本来なら2回目なら収穫している状況ですよ。ただ、これ1種農地で、基盤整備してあるところが、こういう方法ならどんどん出来るということにもなりますよね。太陽光を始めようと思ったら、そこらをどういうふうに対策していけばいいのか。

事務局

対策ということは無いんですが、どうしても営農型太陽光の要件に合致すると、許可要件に該当する場合であると、農業委員会事務局でも受付させていただいて、総会の中で協議していただくことになりますので、圃場整備地区内、1種農地、農業振興地域のところで営農型太陽光されるということであると、その条件に該当する様であると、許可出さざるを得ないという形になると思います。ですから、下で作物はしっかり作っていただく、目標は80%以上にな

るという様な形になると思います。

6 番

はい。

議長

わかりましたか。これについては総会終了後、少し話をさせてもらいたいと思いますのでよろしく願いいたします。また、関連のある時に質問はお願いします。ほかの議案が終わった後ということではなくて、その議案の時に質問をということで、その時にしていただくようお願いします。

議長

それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 44 号)

議長

続きまして、議案第 44 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」(1 件 1 筆)を議題とします。

議長

報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長

それでは事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案集 18 ページをご覧ください。議案第 44 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 44 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」)の内容

申請人	台帳地目	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
	畑 1 筆 118 m ²	墓地	田丸 小迫 中村	現況：畑 第 3 種農地 農用地区域外

事務局からは以上です。

事務局

(議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長

はい、1 件目について田丸委員さんより報告をお願いします。

田丸委員

はい、現地を確認したところ、これも適当と認められますので、許可をお願いします。

議長

何日にですか。

田丸委員

同じく 10 月 16 日に小迫委員・中村委員 3 名と現地確認をしました。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長

それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。あり

がとうございました。

(議案第 45 号)

議長 続きまして、議案第 45 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」(4 件 5 筆) を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 29 ページをご覧ください。議案第 45 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第 45 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」) の内容

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備 考
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田 1 筆 3,882 m ²	家畜伝染病の発生に備え事前に確保する埋却予定地	原田 黒木清 楨奥	第 2 種農地 農用地区域外
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ (賃貸借権設定)	■■■■■	田 1 筆 834 m ²	駐車場 (預かり車両用)	小池栄 小池要 松田	第 3 種農地 農振地域外
■■■■■ (使用貸借権設定)	■■■■■	田 1 筆 1,987 m ²	太陽光発電設備 (支柱部分の一時転用)	中村 田丸 小迫	第 1 種農地 農用地区域
■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ (使用貸借権設定)	■■■■■	田 2 筆 2,627 m ²	太陽光発電設備 (支柱部分の一時転用)	中村 田丸 小迫	第 1 種農地 農用地区域

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。) こちらは 3,000 m²を超えますので広島県農業会議への聴取案件となっております。

議長 はい、1 件目について原田委員さんより報告をお願いします。

原田委員 はい、議案 45 号の農地法第 5 条の許可申請につきまして、10 月 17 日に、私のほかに、黒木推進委員さん、楨奥推進委員さんと共に、世羅町■■■■■の当該農地の現地調査を行いましたのでご報告をいたします。当該農地は、毎年農地パトロールの際に訪れておりましたが、本議案の資料写真にある通り、周りは山林に 360 度囲まれ、進入路は 1 本ありますが、路面は狭

く勾配が急でイノシシの被害や雨の流水で、デコボコの状態でした。昨年まで水田として耕作されていたと記憶しておりますが、今年度は作付けはしてありませんでした。余談になりますが、現地確認の際に鹿に遭遇したりで、農作業の苦勞が伺われる状況でありました。当該農地は山に囲まれてと言いましたが、約 200 メートル離れたところに、
願うばかりですが、今後、万一の伝染病の発生に備え、埋却用地の確保は必要との申請理由であり、近くに適当な土地も見当たらないことから、3 人の推進委員全員が本許可申請は適当であろうとの判断をいたしました。以上報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 2 件目について朗読説明。) こちらの農地につきましては宅地造成法の関係がございますので、この度の総会で許可妥当と判断していただいた後に、宅地造成法の許可日と同一にする必要がございますので、少し時間をいただきながら許可という形になってくると思います。

議長 はい、2 件目について小池栄治委員さんより報告をお願いします。

小池栄委員 はい、10 月 16 日の 9 時 30 分に現地調査員 3 名で現地確認を行いました。申請地は宅地に隣接しており、高低差が約 95 cm ありました。そこを平坦にするため真砂土を盛りました。土砂の流出防除として張コンクリートで法面保護を行います。周辺農地の日照や通風についても特に影響は受けません。用水は必要としません。雨水は隣接している水路へ放流します。汚水は発生しません。3 名の意見として転用には問題ないと思います。以上確認したことを報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 3 件目・4 件目について朗読説明。)

議長 はい、3件目・4件目について中村委員さんより報告をお願いします。

中村委員 はい、同じく10月16日に9時集合して4人で確認しました。太陽光の支柱に関しては別に問題ないでしょうということで意見が一致しました。報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。

(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。また、1件目・3件目・4件目につきましては、広島県農業会議へ意見聴取いたします。

(議案第46号)

議長 続きまして、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 失礼いたします。世羅町産業振興課の産業振興係の年宗です。よろしくお願いいたします。それでは、別冊議案第46号の「農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について」説明いたします。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について農用地利用集積計画「利用権設定」を概略説明。)

世羅西地区 3筆 36,231㎡ 合計 3筆 36,231㎡

理由につきましては、事業の継承によるものでございます。説明については以上でございます。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで報告事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。折元副会長、よろしくお願いいたします。

(議長交代 3番 折元 文則)

(14時02分)

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事

項（２）「農地法第３条の３の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（２）「農地法第３条の３の規定による届出書について」 １件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（３）「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（３）「非農地証明申請について」 ７件９筆報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（４）「農地法第５条の規定による許可申請の取り消しについて」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（４）「農地法第５条の規定による許可申請の取り消しについて」 １件１筆報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（５）「農地法第５条の規定による意見聴取について（回答）」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（５）「農地法第５条の規定による意見聴取について（回答）」 ３件報告。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（６）「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（６）「農業相談について」 なし

議長 事務局からの説明が終わりました。

（連絡事項）

議長 はい、それでは、連絡事項（１）「今後の日程」について事務局から連絡をお願いします。

事務局 連絡事項（１）「今後の日程」連絡。

議長 皆さんの方から何か、ありますでしょうか。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第１０回世羅町農業委員会総会を終了いたします。

（閉会 14 時 57 分）